ご利用者様へのお知らせ（掲示事項）

訪問看護ステーションFullness（ふるねす）

当ステーションでは、健康保険法・介護保険法等に基づく掲示事項を、以下のとおりお知らせいたします。

1. 重要事項説明書（指定訪問看護・指定介護予防訪問看護）　…… 2〜10ページ
2. 医療DX推進の体制に関するお知らせ（訪問看護医療DX情報活用加算）　…… 11ページ
3. ICTを用いた医療情報連携の体制に関するお知らせ（訪問看護医療情報連携加算）　…… 12ページ

栃木県宇都宮市陽南2丁目14−14　電話：028-612-7453　FAX：028-612-7459

最終更新日：令和8年9月1日

重要事項説明書（指定訪問看護・指定介護予防訪問看護）

訪問看護ステーションFullness（ふるねす）の訪問看護をご利用いただくにあたり、あらかじめ知っていただきたい内容を掲載しています。本書は「宇都宮市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年条例第5号）に基づくものです。ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

1　事業者（法人）の概要

項目	内容
事業者名称	株式会社YTW
代表者氏名	代表取締役　金田　康弘
本社所在地	栃木県宇都宮市陽南2丁目14−14
電話／FAX	028-612-7453／028-612-7459
法人設立年月日	平成30年5月10日

2　事業所の概要

項目	内容
事業所名称	訪問看護ステーションFullness（ふるねす）
介護保険指定事業所番号	宇都宮市指定　0960190452
所在地	栃木県宇都宮市陽南2丁目14−14
電話／FAX	028-612-7453／028-612-7459
管理者・相談担当者	佐々木　崇文（看護師）
通常の事業の実施地域	栃木県宇都宮市。ただし、鹿沼市、日光市、壬生町、高根沢町、芳賀町、真岡市、上三川町、下野市、小山市、栃木市はご相談のうえ対応可能です。
第三者評価	実施しておりません

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

運営の方針

1. 当事業所の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、療養上の目標を設定して支援します。
2. 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
3. 必要なときに必要な訪問看護を提供できるよう、事業実施体制の整備に努めます。

3　営業日・営業時間

項目	内容
営業日	月曜日～金曜日（1月1日～1月3日を除く）
営業時間	午前9時～午後6時
サービス提供日	月曜日～金曜日

項目	内容
サービス提供時間	午前9時30分〜午後5時30分
営業時間外	24時間対応体制により、当番の看護師が電話相談・必要時の緊急訪問に対応します（ご同意いただいた方）。

4　職員体制（令和8年4月1日現在）

職種	人員数	主な職務内容
管理者（看護師　佐々木　崇文）	常勤1名	主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理、計画書・報告書作成の指導、従業者への法令遵守の指揮命令
看護職員	常勤3名以上、パート1名以上	主治医からの文書指示の受領、訪問看護計画書・報告書の作成と説明、訪問看護の提供、療養上の指導・説明、サービス担当者会議への出席等による居宅介護支援事業者との連携

5　提供するサービスの内容

主治医の指示と居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況を踏まえて「（介護予防）訪問看護計画」を作成し、計画に沿って訪問看護を提供します。計画は利用者・ご家族にご説明し、状況の変化に応じて見直します。

主なサービス内容

1. 病状・障害の観察
2. 清拭・洗髪等による清潔の保持
3. 食事及び排泄等日常生活の世話
4. 床ずれの予防・処置
5. リハビリテーション
6. ターミナルケア
7. 認知症の方の看護
8. 療養生活や介護方法の指導
9. カテーテル等の管理
10. その他医師の指示による医療処置

あわせて、訪問看護報告書の作成、主治医等関係者への情報提供を行います。

看護職員が行わないこと

1. 利用者又はご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
2. 利用者又はご家族からの金銭、物品、飲食の授受
3. 利用者の同居家族に対するサービス提供
4. 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
5. 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
6. 宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

サービスの提供にあたって

- 提供開始前に介護保険被保険者証（要介護認定の有無・有効期間等）を確認します。住所等に変更があった場合はお知らせください。
- 要介護認定を受けていない方には申請の援助を行い、必要に応じて更新申請が有効期間終了30日前までに行われるよう支援します。
- 看護職員への指示はすべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては利用者の心身の状況や意向に十分配慮します。

- 訪問する職員は常に身分証を携行し、初回訪問時や求められたときはいつでも提示します。
- サービス担当者会議等を通じて心身の状況や生活環境の把握に努め、居宅介護支援事業者及び保健医療・福祉サービスの提供者と密接に連携します。訪問看護計画の写しは、同意を得て居宅介護支援事業者へ送付します。

担当する看護職員の変更をご希望の場合

相談担当者（佐々木　崇文　電話028-612-7453、受付：月～金　午前9時～午後5時30分）へご相談ください。ご希望をできるだけ尊重して調整しますが、人員体制によりご希望にそえない場合があります。

サービス提供の記録

訪問ごとに提供日・内容等を記録し、利用者の確認を受けて控えをお渡しします。記録は提供の日から5年間保存し、閲覧及び複写物の交付を請求できます。

6　利用料金

(1) 医療保険を適用する場合

各種健康保険・公費医療制度が適用されます。保険証（マイナ保険証）・医療証等をご提示ください。金額は円、利用料は10割の額です。

基本療養費・管理療養費

区分	利用料	うち基本療養費	うち管理療養費	1割負担	2割負担	3割負担
月の初日（週3日まで）	19,310	5,550	13,760	1,931	3,862	5,793
2日目以降	8,560	5,550	3,010	856	1,712	2,568
2日目以降（同一建物等）	［要確認］	［要確認］	［要確認］	［要確認］	［要確認］	［要確認］
同日2回目	4,500	—	—	450	900	1,350
同日3回目以降	8,000	—	—	800	1,600	2,400
精神科訪問看護（30分未満）初日	18,010	4,250	13,760	1,801	3,602	5,403
精神科訪問看護（30分未満）2日目以降	7,260	4,250	3,010	726	1,452	2,178
精神科訪問看護（30分以上）初日	19,310	5,550	13,760	1,931	3,862	5,793
精神科訪問看護（30分以上）2日目以降	8,560	5,550	3,010	856	1,712	2,568

※精神科訪問看護の負担額は、利用料から計算して記載しています。

月につき加算されるもの

種類	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	6,800	680	1,360	2,040
特別管理加算（Ⅰ）	5,000	500	1,000	1,500
特別管理加算（Ⅱ）	2,500	250	500	750
専門管理加算（緩和ケア・褥瘡ケア等の専門研修を受けた看護師による場合）	12,850	1,285	2,570	3,855
訪問看護情報提供療養費	1,500	150	300	450
訪問看護医療情報連携加算	1,000	100	200	300
訪問看護医療DX情報活用加算	50	5	10	15
電子的診療情報連携体制整備加算（初回）	40	4	8	12

種類	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
電子的診療情報連携体制整備加算（2回目以降）	20	2	4	6
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）	1,830	183	366	549
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）	40〜1,080	区分による	区分による	区分による

その都度加算されるもの

種類	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
緊急訪問看護加算（月14日目まで）	2,650	265	530	795
緊急訪問看護加算（月15日目以降）	2,000	200	400	600
早朝・夜間訪問看護加算（6〜8時、18〜22時）	2,100	210	420	630
深夜訪問看護加算（22〜6時）	4,200	420	840	1,260
長時間訪問看護加算	5,200	520	1,040	1,560
乳幼児加算	1,400	140	280	420
乳幼児加算（超重症児・準超重症児、別表7・別表8の場合）	1,800	180	360	540
複数名訪問看護加算（看護師）	4,500	450	900	1,350
複数名訪問看護加算（准看護師）	3,800	380	760	1,140
複数名訪問看護加算（看護補助者）	3,000	300	600	900
退院時共同指導加算	8,000	800	1,600	2,400
特別管理指導加算	2,000	200	400	600
退院支援指導加算	6,000	600	1,200	1,800
在宅患者連携指導加算	3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000	200	400	600
訪問看護ターミナル療養費1	25,000	2,500	5,000	7,500
訪問看護ターミナル療養費2	10,000	1,000	2,000	3,000
訪問看護遠隔診療補助料	2,650	265	530	795
訪問看護物価対応料1（月の初日）	60	6	12	18
訪問看護物価対応料1（月の2日目以降）	20	2	4	6
訪問看護物価対応料2	20	2	4	6

- 24時間対応体制加算：当事業所ではオンコール当番の看護師が毎日待機し、体調がいつもと違うときの電話相談・緊急訪問に対応します。ご同意をいただいた場合に算定します。
- 訪問看護医療情報連携加算：主治医・医療機関・薬局・居宅介護支援事業所・介護サービス事業所・地域包括支援センター・行政機関等と、MCS（メディカルケアステーション）を用いて病状・指示内容・服薬状況等の必要な情報を共有した場合に算定します。個人情報は関係法令に基づき適切に管理します。
- 訪問看護ベースアップ評価料：主として医療に従事する職員の賃金改善を図る体制にある場合に、利用者1人につき月1回算定します。（Ⅰ）は段階的な評価で、令和9年6月からは2,880円（10割）となります。
- 訪問看護物価対応料：物価上昇に対応するための段階的な評価で、令和9年6月からは月の初日120円、2日目以降40円（10割）となります。

(2) 介護保険を適用する場合

利用者負担額は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得がある方は2割又は3割）です。介護保険の給付の範囲を超えた利用は全額負担となります。地域区分：宇都宮市（6級地）1単位10.42円。金額は円です。

訪問看護（要介護の方）基本利用料

所要時間	単位	基本利用料	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	314	3,272	327	654	981
20分以上30分未満	471	4,908	491	982	1,473
30分以上1時間未満	823	8,576	858	1,716	2,574
1時間以上1時間30分未満	1,128	11,754	1,175	2,350	3,525

介護予防訪問看護（要支援の方）基本利用料

所要時間	単位	基本利用料	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	303	3,157	316	632	948
20分以上30分未満	451	4,699	470	940	1,410
30分以上1時間未満	794	8,273	827	1,654	2,481
1時間以上1時間30分未満	1,090	11,358	1,136	2,272	3,408

加算（「予防」欄が○のものは介護予防訪問看護でも同額で算定）

種類	単位	基本利用料	1割負担	2割負担	3割負担	予防
早朝・夜間加算（6〜8時、18〜22時）	所定単位の25%	—	—	—	—	○
深夜加算（22〜6時）	所定単位の50%	—	—	—	—	○
複数名訪問加算（Ⅰ）30分未満	254	2,646	265	530	795	○
複数名訪問加算（Ⅰ）30分以上	402	4,188	419	838	1,257	○
複数名訪問加算（Ⅱ）30分未満	201	2,094	210	419	629	○
複数名訪問加算（Ⅱ）30分以上	317	3,303	331	661	991	○
長時間訪問看護加算	300	3,126	313	626	938	○
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600	6,252	626	1,251	1,877	—
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574	5,981	599	1,197	1,795	○
特別管理加算（Ⅰ）	500	5,210	521	1,042	1,563	○
特別管理加算（Ⅱ）	250	2,605	261	521	782	○
専門管理加算	250	2,605	261	521	782	—
初回加算（Ⅰ）	350	3,647	365	730	1,095	○
初回加算（Ⅱ）	300	3,126	313	626	938	○
退院時共同指導加算	600	6,252	626	1,251	1,876	○
遠隔死亡診断補助加算	150	1,563	157	313	469	—
看護体制強化加算（Ⅰ）	550	5,731	573	1,146	1,719	—
看護体制強化加算（Ⅱ）	200	2,084	208	416	624	—
ターミナルケア加算	2,500	26,050	2,605	5,210	7,815	—
介護職員等処遇改善加算	所定単位数の1.8%	—	—	—	—	○

主な加算の説明

- **緊急時訪問看護加算**：24時間連絡体制にあり、計画外の緊急訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に算定します。（Ⅰ）は、常時電話等で対応できる体制に加え、緊急時訪問における看護業務の負担軽減の体制を整

備している場合です。

- **特別管理加算**：特別な管理を必要とする方に計画的な管理を行った場合に算定します。（Ⅰ）は①、（Ⅱ）は②～⑤に該当する方です。
 1. ① 在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
 2. ② 在宅自己腹膜灌流、在宅血液透析、在宅酸素療法、在宅中心静脈栄養法、在宅成分栄養経管栄養法、在宅自己導尿、在宅人工呼吸、在宅持続陽圧呼吸療法、在宅自己疼痛管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
 3. ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
 4. ④ 真皮を越える褥瘡の状態
 5. ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
- **ターミナルケア加算**：在宅で亡くなられた方について、同意を得て死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める状態の方は1日）以上ターミナルケアを行った場合に算定します（24時間以内にご自宅以外で亡くなられた場合を含む）。「厚生労働大臣が定める状態」とは、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患、多系統萎縮症、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態です。
- **初回加算**：新規に訪問看護計画を作成した方について、（Ⅰ）は退院・退所日に、（Ⅱ）はその翌日以降に初回訪問した場合に算定します。退院時共同指導加算とは併算しません。
- **退院時共同指導加算**：入院・入所中の方の退院・退所にあたり、主治医等と連携して在宅生活に必要な指導を行い、その内容を文書で提供した場合に算定します。
- **複数名訪問加算**：利用者の身体的理由等により1人での訪問が困難な場合に、2人の看護師等が同時に訪問した場合に算定します。
- **長時間訪問看護加算**：特別管理加算の対象の方に1回1時間30分を超える訪問を行った場合に算定します。この場合、超過分の利用料はいただきません。
- **専門管理加算**：緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門・人工膀胱ケアの専門研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、計画的な管理を行った場合に算定します。
- **遠隔死亡診断補助加算**：情報通信機器を用いた在宅での看取りの研修を受けた看護師が、主治医の指示に基づき医師の死亡診断の補助を行った場合に算定します（厚生労働大臣が定める地域にお住まいの方に限ります）。
- 主治医から急性増悪等による特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間は医療保険による訪問看護となります。

(3) 同一建物等にお住まいの方の減算（介護保険）

当事業所と同一建物・同一敷地内・隣接する敷地内の建物にお住まいの方、又は当事業所の利用者が1か月に20人以上居住する建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る）にお住まいの方への訪問は、上記金額の90%となります。当事業所の利用者が50人以上居住する建物の場合は85%となります。

(4) 保険適用外の料金（自費）

曜日・時間	時間内（8～18時）	夜間（18～22時）・早朝（6～8時）	深夜（22～6時）
平日（月～金）30分未満	5,000円	6,000円	7,500円
土・日・祝日　30分未満	6,300円	7,900円	9,400円
平日（月～金）30分以上60分未満	8,800円	11,100円	13,300円
土・日・祝日　30分以上60分未満	11,100円	13,900円	16,600円

項目	料金
超過時間利用料	2,500円
休日利用料（土日・年末年始）	1,800円
自費訪問のキャンセル料	5,000円
死後の処置（ご希望の場合）	12,000円

保険適用外の料金は課税対象で、上記に消費税が加わります。

(5) その他の費用

項目	内容
交通費	無料
キャンセル料（保険での訪問）	ご連絡をいただいた場合は不要です。ご連絡なく不在等の場合は、1訪問につき2,000円をいただきます。

(6) 請求及びお支払い方法

- 利用料及びその他の費用は、利用月ごとの合計金額で請求します。請求書は利用明細を添えて、利用月の翌月10日前後にお届け（郵送）します。
- サービス提供記録の控えと内容を照合のうえ、請求月20日又は26日までに、事業者指定口座への振込み、利用者指定口座からの自動振替、現金のいずれかでお支払いください。
- お支払いを確認したら領収書をお渡しします。医療費控除の申告に必要となることがありますので、大切に保管してください。
- 法定代理受領を行わない場合は、利用料を全額いったんお支払いいただきます。交付する「サービス提供証明書」に領収書を添えて、お住まいの市区町村に払戻しの申請を行ってください。
- 正当な理由なく支払期日から3か月以上遅延し、督促から30日以内にお支払いがない場合は、契約を解除したうえで未払い分をお支払いいただくことがあります。

7　緊急時の対応

サービス提供中に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医へ連絡する等必要な措置を講じるとともに、あらかじめ指定いただいた連絡先にも連絡します。

8　事故発生時の対応

訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を講じます。賠償すべき事故の場合は、速やかに損害賠償を行います。

項目	内容
保険の取扱団体	一般社団法人全国訪問看護事業協会
保険名	訪問看護事業総合補償制度（訪問看護事業者賠償責任保険）
補償の概要	業務の遂行や施設の所有・管理に起因して、利用者の生命・身体等に損害を与え法律上の賠償責任を負う場合

9　虐待の防止

利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講じています。

- 虐待防止に関する担当者：管理者　佐々木　崇文、責任者：代表取締役　金田　康弘
- 虐待防止検討委員会を定期的に開催し、結果を従業者に周知しています。

- 虐待防止のための指針を整備しています。
- 従業者に対する研修を年1回以上実施しています。
- 成年後見制度の利用を支援します。苦情解決体制も整備しています。

10　身体拘束等の原則禁止

利用者又は他の方の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。やむを得ず行う場合は、その態様・時間、心身の状況、理由を記録し、完結日から2年間保管します。

11　秘密の保持と個人情報の保護

- 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守します。
- 従業者は、業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この義務は契約終了後、及び従業者でなくなった後も継続します。
- サービス担当者会議等で利用者・ご家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書で同意をいただきます。感染症や災害等の緊急時にも、必要最小限の範囲で関係機関と情報共有することがあります。
- 個人情報を含む記録物（電磁的記録を含む）は適切に管理し、処分の際も漏えいを防止します。
- ご本人の求めに応じて情報を開示し、訂正等のご依頼には遅滞なく対応します（複写料等は実費をご負担いただきます）。

12　衛生管理・感染症対策

- 看護職員の清潔の保持及び健康状態、事業所の設備・備品の衛生的な管理に努めます。
- 感染症対策委員会をおおむね6か月に1回以上開催し、結果を従業者に周知しています。
- 感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備し、研修及び訓練を定期的に実施しています。

13　業務継続計画（BCP）

感染症や非常災害の発生時にもサービスを継続し、早期に業務を再開できるよう業務継続計画を策定しています。従業者への周知と研修・訓練を定期的に行い、計画は定期的に見直しています。

14　苦情処理のために講ずる措置の概要

当事業所は、提供した訪問看護に関する利用者及びご家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、次の措置を講じています。苦情やご相談を理由に、利用者やご家族が不利益な取扱いを受けることはありません。

(1) 苦情・相談の受付窓口

窓口	連絡先	受付時間
訪問看護ステーションFullness（担当：佐々木　崇文）	栃木県宇都宮市陽南2丁目14−14　電話028-612-7453　FAX028-612-7459	平日（月〜金）9:00〜17:30（1月1日〜3日を除く）
宇都宮市　介護サービスグループ	電話028-632-2906	平日（月〜金）8:30〜19:00
栃木県国民健康保険団体連合会　介護福祉課	栃木県宇都宮市本町3-9　栃木県本町合同ビル6階　電話028-643-2220	平日（月〜金）9:00〜17:00（祝日、12月29日〜1月3日を除く）

ご相談・苦情は、電話・FAX・来所のほか、訪問時に職員へお申し出いただくこともできます。

(2) 苦情処理の体制及び手順

1. **受付**：原則として管理者が対応します（不在時は受け付けた職員が伺い、速やかに管理者へ報告します）。利用者名、サービスの提供日時、担当職員、苦情の内容等を確認して「苦情受付記録」に記録し、対応した職員名と回答

の目安をお伝えします。

2. **事実確認**：担当職員や関係者からの聞き取り、訪問看護記録等の確認により、事実関係を速やかに確認します。
3. **対応の検討**：管理者を中心に検討の場を設け、原因と問題点を整理して対応策を決定します。必要に応じて、主治医、居宅介護支援事業者、市町村等と連携します。
4. **回答**：管理者から利用者・ご家族へ、対応の結果と改善策をご説明します（必要に応じて文書で回答します）。
5. **再発防止**：苦情の内容と改善策を全職員に周知し、研修や業務手順の見直しにより再発防止に努めます。苦情に至らないご意見・ご要望も、サービスの質の向上に活かします。

(3) 記録の保存

苦情を受け付けた場合は、その内容等を記録し、その完結の日から5年間保存します。

(4) 市町村及び国民健康保険団体連合会への協力

- 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力します。指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行い、求めがあった場合は改善の内容を報告します。
- 国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行い、求めがあった場合は改善の内容を報告します。

最終更新日：令和8年9月1日

医療DX推進の体制に関するお知らせ（訪問看護医療DX情報活用加算）

訪問看護ステーションFullness（ふるねす）では、医療DX（デジタル化）を推進し、利用者の皆さまに質の高い訪問看護を提供するため、次の体制を整えています。

当事業所の取組

1. 訪問看護療養費の請求を、オンライン（電子請求）で行っています。
2. マイナ保険証等によるオンライン資格確認を行う体制を整備しています。
3. 利用者の同意を得たうえで、オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報・特定健診等の情報を活用し、訪問看護の計画的な管理を行っています。

利用料について

医療保険による訪問看護をご利用の方について、上記の体制に基づき、「訪問看護医療DX情報活用加算」を算定します。

項目	利用料（10割）	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護医療DX情報活用加算（月1回）	50円	5円	10円	15円

利用者の皆さまへのお願い

- マイナ保険証のご利用にご協力をお願いいたします。初回訪問時などに資格確認を行います。
- 診療情報等の取得・活用には、ご本人（又は代理人）の同意が必要です。同意いただけない場合に情報を取得することはありません。
- 取得した情報は、「個人情報の保護に関する法律」等の関係法令に基づき適切に管理し、訪問看護の提供以外の目的には使用しません。

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

訪問看護ステーションFullness（ふるねす）　管理者　佐々木　崇文
栃木県宇都宮市陽南2丁目14−14　電話：028-612-7453　FAX：028-612-7459

最終更新日：令和8年9月1日

ICTを用いた医療情報連携の体制に関するお知らせ（訪問看護医療情報連携加算）

訪問看護ステーションFullness（ふるねす）では、ご自宅で療養されている方が安心して生活できるよう、情報通信技術（ICT）を用いて、主治医をはじめとする関係機関と平時から診療情報等を共有する連携体制を構築しています。

当事業所の連携体制

1. 医療・介護の多職種連携システム「MCS（メディカルケアステーション）」を利用し、利用者の診療情報等を常時確認できる体制を整えています。
2. 主治医、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、介護支援専門員（ケアマネジャー）、相談支援専門員等が記録した情報を活用して、訪問看護の計画的な管理を行います。
3. 病状の変化や緊急時にも、関係者が同じ情報をもとに速やかに対応できるよう努めます。

共有する主な情報

病状及び健康状態、主治医の指示内容、服薬状況、訪問看護の実施内容、緊急時の対応に必要な情報、その他サービスの提供に必要な事項

連携する主な関係機関

主治医及び医療機関、歯科医療機関、薬局、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等の介護サービス事業所、相談支援事業所、地域包括支援センター、行政機関　等

利用料について

医療保険による訪問看護をご利用の方で、ご同意をいただいた場合に、「訪問看護医療情報連携加算」を算定します。

項目	利用料（10割）	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護医療情報連携加算（月1回）	1,000円	100円	200円	300円

個人情報の取扱い

- 情報の共有は、ご本人（又は代理人）の同意をいただいた場合に限り、サービスの提供に必要な範囲で行います。
- 「個人情報の保護に関する法律」等の関係法令を遵守し、利用者の個人情報を適切に管理します。

連携している医療機関（一部・50音順）

- 宇都宮協立診療所
- さつきホームクリニック
- しばファミリークリニック
- 生協ふたば診療所
- よこかわ脳神経外科内科

※上記は連携している医療機関の一部です。

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

訪問看護ステーションFullness（ふるねす）　管理者　佐々木　崇文

栃木県宇都宮市陽南2丁目14−14　電話：028-612-7453　FAX：028-612-7459

最終更新日：令和8年9月1日